

仕様書

京都市建設局伏見土木みどり事務所
(担当：木谷・杉左近 075-611-5371)

1 業務名

スプリング遊具等修繕（真斉公園他）

2 業務の目的

公園利用者の安全を確保するため老朽化したスプリング遊具等を修繕するもの

3 履行期間

契約締結の日から令和9年2月22日まで

4 履行場所（別紙1）

京都市伏見区桃山町真斉 1-14 他

5 業務範囲（別紙2）

公園名	所在地	設置数
真斉公園	伏見区桃山町真斉 1-14	2 基
森の宮第三公園	伏見区久我森の宮町 14-105	1 基

6 業務内容（別紙3）

内容	数量	規格
真斉公園 スプリング遊具等修繕	各 1 基	CP-01400G（パンダ） コトブキ製と同等品以上 CP-01401G（ライオン） コトブキ製と同等品以上
森の宮第三公園 スプリング遊具等修繕	撤去 2 基 設置 1 基	CP-01403G（ゾウ） コトブキ製と同等品以上

- ※ 作業に要する寸法計測費、諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ※ 別紙の標準構造図を参考にすること。
- ※ 設置にあたっては、安全領域を確保すること。
- ※ スプリング遊具等修繕は既設遊具及び基礎の撤去、ベースアンカー等の設置を含む。
- ※ 契約後、事前に伏見土木みどり事務所の監督職員と施工時期、施工方法及び設置する遊具の安全領域等について打合せを行ったうえで、業務にあたるものとする。
- ※ 施工箇所の仕上げは、山砂舗装とする。
- ※ 撤去したスプリング遊具等、残土及びコンクリート殻は適切に処分すること。
- ※ 平日の午前9時から午後5時の間に作業を行うこと。
- ※ 業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。

7 留意事項

作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任において対応すること。また、本業務で発生した事故等についても、受注者の責任において対応すること。

作業中、近隣住民、公園利用者及び通行者から要望・苦情を受けた場合及び、事故等の発生があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。

作業に必要な機材については、受託者が自ら用意したものをを用いること。

作業員には、清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを示すものを着用すること。また、本業務は、公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。

業務実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。

8 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。



真斉公園



森の宮第三公園



